

福島県から帰道した者に対するスクリーニング検査等の実施について

平成23年3月15日
保健福祉部

『東北地方太平洋沖地震』の被災者への支援活動として、事態の緊急・重要性を踏まえ、福島県の原子力発電所における事故発生以降に福島県におり、その後、北海道に移動した者を対象者として、衛生研究所においてスクリーニング検査等を実施し、次のとおり対応することとしたい。

1 業務内容

スクリーニング検査：放射性物質の身体表面への付着を確認する汚染検査

2 対象者

福島県の原子力発電所における住民避難区域から非難し、スクリーニング検査を受けないで、帰道し、健康に不安を抱いている者

なお、住民の健康に影響がないとされる住民避難区域以外にいたが、不安を抱いており、検査を希望する者も対象とする。

<住民避難区域>

- ・福島第一原子力発電所を中心とした半径20km以内
- ・福島第二原子力発電所を中心とした半径10km以内

3 検査場所

道立衛生研究所（札幌市北区北19条西12丁目）

※ 対象者の御本人が、直接検査場所へ移動し、福島県滞在時の衣服をビニール袋に入れて持参し、原則、自家用車で移動

4 実施時期

- ・平成23年3月15日（火）～当面の間
- ・実施時間 13:00～16:00

5 除染

上記検査で汚染が確認された場合は、スクリーニング場所、若しくは、岩内保健所において除染を行う。

6 被ばく医療

必要な場合、専門医療機関（札幌医科大学附属病院など）における被ばく医療を実施する。

なお、スクリーニング検査後の移動については、専用の搬送車で実施する。

7 受付

- (1) 時間 9:00～17:00
- (2) 場所 道保健福祉部医療政策局医療業務課
電話011-231-4111（内25-321）
011-205-5248（直通）
- (3) 方法 原則、電話により受付を行う

8 周知方法

総務部危機対策局原子力安全対策課及び保健福祉部医療政策局医療業務課のホームページで周知を行う。